

令和4年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、介護サービスを継続して提供できる体制を確保するため、令和4年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和4年6月9日施行。以下「実施要綱」という。）の2に規定する事業対象者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次の表の第1欄に掲げる基準額と第2欄に掲げる令和3年4月1日以降における対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
実施要綱別添 3に規定する 額	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金

2 クラスター発生等により、前項によりがたい場合は、知事に協議するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第3条 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 事業所・施設別申請（実績）額一覧（別記様式第2号）
- (3) 事業所・施設別個票（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (3) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 規則第22条の規定により、財産処分について知事の承認を受けようとするときは財産処分等承認申請書（別記様式第4号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- (6) 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める処分制限期間を経過するまでの期間とする。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあっては会計年度終了後30日以内に、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式第5号）により知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第5条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（交付決定までの標準的期間）

第6条 知事は第4条に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付を決定のうえ、補助金額を確定し、通知する。

（書類の提出）

第7条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、健康福祉部高齢者支援課に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。